

品川区告示 351号

地方税法第17条に規定する通知書公示送達

地方税法第17条に規定する通知書を送付したところ、別紙 陳 鵬丞 他4件 について返送され、住所等を調査したが転居先不明のため、国民健康保険法第78条の規定により準用される地方税法第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は区長が保管し、受領権限を有する者にいつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年7月6日

品川区長

森澤 恭子

公示一覧

氏名	帳票名
陳 鵬丞 様	地方税法第17条に規定する通知書
三好 由美 様	地方税法第17条に規定する通知書
HAN CHENGXU 様	地方税法第17条に規定する通知書
QIAO QI 様	地方税法第17条に規定する通知書
XIE DONGYUE 様	地方税法第17条に規定する通知書
	合計
	5